

P F O S 等の排水基準の作成に係る国への確認等について（第 12 報）

- 1 . 日 時 令和 7 年（2025 年）1 月 30 日（木）
- 2 . 訪 問 先 防衛省
- 3 . 訪 問 者 市長室 中野市長特命参与
- 4 . 対 応 者 防衛省 石川環境政策課長、防衛省 増野調整官
- 5 . 概 要 政府内における P F O S 等の排水基準の作成に係る検討状況の確認等

市 側

- ・ P F O S 等の排水基準を定めることについて、昨年 5 月に当時の大和
地方協力局長に対し直接、市長から要望させていただいた。
- ・ 9 月に事務レベルで確認したところ「横須賀市からの要望を関係省庁に共有
するとともに、在日米軍の対応について、日本国内及び米国を含む国際的な動
向を踏まえ、関係省庁とも連携して日米間で協議を行ってまいります。」との
回答であった。
- ・ その後の政府内における検討状況は如何。

○防衛省

- ・ いただいた要望については、関係省庁に共有し、住民の安心安全を守る市
長のお立場からの指摘である旨お伝えしているところ。
- ・ 昨年 5 月以降の国の動きについて申し上げますと、
 - 昨年 6 月に内閣府食品安全委員会において、P F O S 及び P F O A
それぞれの耐容一日摂取量の設定等を内容とする評価結果を取りま
とめ、その後、7 月、1 2 月には、環境省設置の「水質基準逐次改正
検討会」及び「P F O S ・ P F O A に係る水質の目標値等の専門家会
議」の合同会議において、内閣府食品安全委員会が示した P F O S 等
の耐容一日摂取量や、水道における全国調査の結果等を踏まえ、水道
水中の P F O S 及び P F O A の暫定目標値等の見直しが議論され、
今春を目途に、水道水質基準への引き上げ等に関する方向性を取り
まとめる予定、

- また、同会議において、公共用水域（地下水含む）については、飲み水の安全性を確保するための水道水源から蛇口までの一体的なリスク管理を図ることが重要であること、また、環境中への流出や拡散に係る知見及びP F A S対策技術に係る知見の収集、汚染の態様に応じた対策の効果や実行可能性及び健康リスクの低減に効果的な対策のあり方の検討、水質汚染による食品への影響に関する知見の収集が必要であることが示された、ところである。

- ・ご要望いただいている排水基準の設定に関しては、これらの検討を踏まえつつ、対策技術等の知見を積み上げた上で必要に応じて検討されていくものと認識している。

市 側

- ・市民からは、粒状活性炭フィルターを稼働停止した際のサンプリング結果の提供を米側へ求めるべき、との声はまだある状況。
- ・大和前局長からの説明にあったが、「日本の法令に、P F O S等の排出基準がなく、米側が排水処理施設からの排水の分析や数値を提供する義務はない」旨の米側の主張には一定の理解をしている。だからこそ、日本政府として排水基準を定めるよう、再三にわたり要請している。
- ・日本の法令に、P F O S等の排水基準が定まらなるとJ E G Sへの反映も出来ないのではないかと。排水基準についての議論も加速していただきたい。

○防衛省

- ・米側からは、排水処理施設を含めた横須賀海軍施設内の環境管理を適切に実施する説明を受けている。
- ・引き続き、関係省庁に懸念を共有しながら日本国内の動向を注視していく。また、米側に対しても適切なタイミングで国内の環境法令を適宜情報提供し、J E G Sが適切に更新されるよう、外務省や環境省と連携の上、適切に対応してまいらる。

市 側

- ・P F O S等は、もはや米軍基地だけの問題ではなく、全国的な問題となっている。そこに住む住民の安全・安心を守るためにも、政府の責任としてしっかりと取り組んでほしい。

以上